部内限

基監発第３号
基徴発第３号
基安計発第１号
基労補発第１号
平成１３年１月１７日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長
都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
労働保険徴収課長
安全衛生部計画課長
労災補償部補償課長

いわゆる労災かくし事案に対する対処状況の把握等について

いわゆる労災かくし事案への対応については、平成３年１２月５日付け基発第６８７号「いわゆる労災かくしの排除について」（以下「６８７号通達」という。）により指示されているところであるが、近年労災かくし事案が増加してきていること等から、現在、本省において今後における労災かくし排除に係る対策をより実効あるものとするため検討を行っているところであり、この検討の参考とするため、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）におけるこれまでの対処の状況等を把握する必要がある。

ついては、平成１１年１月から平成１２年１２月までの２年間において局及び署において対処した労災かくし事案について、別紙の調査票により、労働基準部監督課でとりまとめの上、平成１３年２月２日（金）までに本省労働基準局監督課監督係まで送付（ＦＡＸ可）願いたい。

別紙1

# 労災かくし事案に係る調査票

【　　局】

1　事業場に関すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 事業場名 | | | |
| (2) 業種 | | (3) 建設業の場合請負関係 | ① 元請　② 下請（第　次） |
| (4) 建設業の場合、その発注機関 | ① 公共工事（a国による発注　b県による発注　c市町村による発注）<br>② 民間工事 | | |
| (5) 事業場の労働者数 | ① 10人未満　② 10～29人　③ 30～49人　④ 50～99人以上　⑤ 100人以上 | | |
| (6) 企業全体の労働者数 | ① 1～49人　② 50～99人　③ 100～299人　④ 300～999人　⑤ 1,000人以上 | | |

2　労災かくし事案等に関すること

| | |
|---|---|
| (1) 事案の内容 | ① 故意に労働者死傷病報告を提出しなかったもの<br>② 労働者死傷病報告は提出したが、虚偽の内容を報告したもの |
| (2) 事案発覚の端緒（M. A） | ① 職員による関係書類の突合　② 監督指導等　③ 被災者からの申立<br>④ 事業主からの申出　⑤ 第三者からの情報提供　⑥ 他局署からの連絡<br>⑦ その他（　） |
| (3) 災害発生から発覚までの期間 | ① 1か月以内　② 2か月以内　③ 3か月以内<br>④ 6か月以内　⑤ 1年以内　⑥ 1年以上 |
| (4) 発覚後の措置（M. A） | ① [redacted]　② [redacted]　③ 他局署への連絡<br>④ 無災害表彰状の返還<br>⑤ 還付金の回収（回収金額　円）<br>回収措置をとらなかった場合：その理由［　］<br>⑥ 保留・措置せず（その理由　） |
| [redacted] | [redacted] |
| 【※ 以下については、当該事業場が建設業でかつ下請である場合のみ記入すること】 | |
| (10) 元請に対する措置 | ① [redacted]　② [redacted]　③他局署への連絡<br>④ 無災害表彰状の返還<br>⑤ 還付金の回収（回収金額　円）<br>回収措置をとらなかった場合：その理由［　］<br>⑥ 保留・措置せず（その理由　） |

（注）1　本調査の対象は、６８７号通達により把握したいわゆる労災かくし事案であること。

2　調査項目において、当事者から改めて事情聴取等の調査を行って記入する必要はないこと。不明な項目は余白等に不明と記入すれば足りること。

3　該当あるものを○印を付すこと。その他等の（　）欄は、その理由等を簡潔に記入すること。

問合せ先：労働基準局監督課監督係（芳賀）　TEL03-3595-3203　Fax03-3502-6485

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　　局】

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

# いわゆる労災かくし事案の把握結果(平成11年1月～平成12年12月)

| | 業種 | 総件数 | | | 事業場規模 | | | | | 企業規模 | | | | | | 発覚の端緒 | | | | | | | | 災害発生から発覚までの期間 | | | | | | 発覚後の措置(M.A) | | | | | | | 労災かくしを行った動機(M.A)(司法処分を行ったものに限る) | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 未提出 | 虚偽報告 | 10人未満 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100人以上 | 1～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300～999人 | 1000人以上 | 職員による関係者の突合 | 監督指導等 | 被災者からの申立 | 事業主からの申出 | 第三者からの情報提供 | 他局署からの連絡 | その他 | 1か月以内 | 2か月以内 | 3か月以内 | 6か月以内 | 1年未満 | 1年以上 | [redacted] | 他局署への連絡 | 無災害報告書様式の返還 | 還付金の回収 | 保留・措置せず | 調査中 | 元請からの指示・圧力 | 元請への配慮・恩を売る | 無災害記録の更新 | 外国人労働者のお発覚をおそれる | 監督署の調査を嫌う | 工期の遅れを嫌う | 作業内容が法違反 | その他 | [redacted] |
| 1 | 食料品製造業 | 9 | 9 | | | 2 | 4 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | | | 7 | 1 | 3 | | | | 1 | | 1 | 2 | 4 | 6 | 2 | | | | 1 | | | | | | 2 | | | | | 1 | | 1 |
| | 繊維工業 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 衣類その他の繊維製品製造業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 木材・木製品製造業 | 3 | 3 | | | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 | | | | | | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 1 | | |
| | 家具・装備品製造業 | 2 | 2 | | 2 | | | | | 2 | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | 2 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | | |
| | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1 | 1 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 印刷・製本業 | 1 | 1 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| | 化学工業 | 4 | 4 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 2 | | | | | | | | | 1 | | | | 2 | 2 | | |
| | 窯業土石製品製造業 | 3 | 2 | 1 | | 2 | 1 | | | 3 | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | 1 | 1 | | 1 | 2 | 1 | | | | | 1 | | | | 2 | | | | | 1 | | |
| | 鉄鋼業 | 3 | 3 | | | 1 | | | 2 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | | | 3 | | | | | | | | | | 3 | | | | 2 | | 1 |
| | 非鉄金属製造業 | 1 | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 金属製品製品業 | 11 | 8 | 3 | 2 | 3 | 5 | 1 | | 9 | 1 | | 1 | | 1 | | 8 | | 1 | | 1 | | 5 | 2 | 2 | | 2 | 6 | 4 | | | | 1 | | | | | 4 | | 2 | 2 | 1 | | 1 | 2 | | 2 | 2 |
| | 一般機械器具製造業 | 7 | 6 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | | 1 | | 5 | 1 | | 2 | 1 | 4 | | | 1 | 1 | 1 | 3 | | 1 | 2 | 5 | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | 4 | 4 | | | 3 | 2 | |
| | 電気機械器具製造業 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | 2 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| | 輸送用機械等製造業 | 19 | 13 | 6 | 6 | 7 | 2 | | 4 | 12 | 2 | 1 | | 4 | | 1 | 11 | 2 | 2 | | 3 | 2 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 10 | 9 | | | | | | | | | 2 | | | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 7 | 2 | |
| | 電気・ガス・水道業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の製造業 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | | | | 3 | | | | | | | 1 | | | | 2 | | | 2 | 1 | | | 2 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | | 1 | | |
| | 小計 | 71 | 58 | 13 | 14 | 20 | 18 | 5 | 16 | 40 | 6 | 7 | 4 | 14 | 4 | 3 | 37 | 5 | 17 | 1 | 8 | 4 | 14 | 10 | 20 | 8 | 14 | 36 | 33 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 9 | 2 | 3 | 17 | 0 | 3 | 15 | 21 | 9 | 4 | 3 | 0 | 19 | 11 | 3 |
| 2 | 鉱業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 土木工事業 | 171 | 136 | 35 | 114 | 44 | 9 | 2 | 2 | 150 | 13 | 5 | 1 | 1 | 8 | 2 | 102 | 17 | 34 | 9 | 14 | 10 | 20 | 16 | 49 | 35 | 39 | 77 | 76 | 5 | | 1 | 9 | 8 | 1 | 45 | 2 | | 15 | 3 | | 31 | 48 | 9 | 14 | 14 | | 39 | 29 | 8 |
| | 建築工事業 | 88 | 63 | 25 | 64 | 19 | 3 | 1 | | 82 | 4 | 1 | | | 11 | 2 | 45 | 9 | 11 | 6 | 7 | 4 | 14 | 12 | 23 | 16 | 18 | 32 | 37 | 5 | | | 5 | 10 | 6 | 20 | 1 | 1 | 4 | 1 | | 10 | 24 | 4 | 5 | 5 | | 23 | 8 | 6 |
| | その他の建設業 | 45 | 34 | 11 | 23 | 13 | 5 | 3 | 1 | 37 | 4 | | 1 | 2 | 3 | | 20 | 6 | 5 | 2 | 12 | 3 | 6 | 2 | 9 | 13 | 12 | 16 | 24 | 4 | | 1 | 2 | 1 | 11 | | | | 1 | 1 | 5 | 16 | 2 | 4 | 4 | | 10 | 14 | |
| | 小計 | 304 | 233 | 71 | 201 | 76 | 17 | 6 | 3 | 269 | 21 | 8 | 2 | 3 | 22 | 4 | 167 | 32 | 50 | 17 | 33 | 17 | 40 | 30 | 81 | 64 | 69 | 125 | 137 | 14 | 0 | 2 | 14 | 20 | 8 | 76 | 3 | 1 | 19 | 5 | 1 | 46 | 88 | 15 | 23 | 23 | 0 | 72 | 51 | 14 |
| 4 | 道路貨物運送業 | 14 | 12 | 2 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 | | 2 | 3 | 1 | 10 | | 1 | | | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 3 | 10 | | | | | 1 | | | | | 1 | | | 2 | 8 | | 2 | | 2 | 6 | 2 |
| 5 | 貨物取扱業 | 4 | 2 | 2 | 1 | | 1 | | 2 | 2 | | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | 1 | | | | | 1 | 3 | | 2 | 3 | 1 | | | | | | | | | 2 | | | 1 | 2 | 1 | | | | 1 | | |
| 6 | 倉庫業 | 2 | 2 | | 2 | | | | | 2 | | | | | | | 2 | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | |
| | 港湾業 | 3 | 3 | | | 2 | 1 | | | 3 | | | | | | | 2 | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | | | | | 1 | 2 | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | | |
| | 小計 | 5 | 5 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 7 | 畜産・水産業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 商業 | 6 | 3 | 3 | 2 | 3 | | 1 | | 5 | | 1 | | | | | 4 | | 2 | | | | 2 | | 2 | 1 | 1 | 4 | 2 | | | 1 | | | | | | 1 | 3 | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | |
| 9 | 金融・広告業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 映画・演劇業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 通信業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 教育・研究業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 保健衛生業 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 接客娯楽業 | 4 | 4 | | 1 | | 2 | | | 1 | | 2 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 3 | | | | | 1 | | 1 | | 2 | | 3 | | | | | | | |
| 15 | 清掃・と畜業 | 6 | 6 | | 1 | 3 | | | 2 | 4 | | 2 | | | | | 5 | | 1 | | | | 3 | | | 1 | 2 | 1 | 5 | | | | | 1 | | | | 1 | | 1 | 4 | 2 | | 1 | | 1 | 3 | 1 |
| 16 | 官公署 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 派遣業 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| | その他の事業 | 4 | 4 | | 1 | 2 | | | 1 | 3 | | | 1 | | | | 2 | | 2 | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | | | | | | | | | | 2 | | | 1 | | | | | 1 |
| | 小計 | 5 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 合計 | 419 | 328 | 91 | 225 | 111 | 42 | 13 | 28 | 338 | 28 | 21 | 8 | 19 | 29 | 9 | 232 | 39 | 77 | 16 | 41 | 25 | 84 | 45 | 113 | 78 | 93 | 180 | 194 | 14 | 0 | 4 | 15 | 22 | 9 | 88 | 5 | 4 | 43 | 5 | 8 | 70 | 125 | 27 | 28 | 32 | 0 | 96 | 77 | 21 |

# 建設業におけるいわゆる労災かくし事案の把握結果
（平成11年1月～平成12年12月）

| 業種 | 件数 | | | 請負関係 | | 発注機関 | | | | 事業場規模 | | | | | 企業規模 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 公共工事 | | | 民間工事 | | | | | | | | | | | |
| | | 未提出 | 虚偽報告 | 元請 | 下請 | 国 | 都道府県 | 市町村 | | 10人未満 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100人以上 | 1～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300～999人 | 1000人以上 | |
| 土木工事業 | 171 | 138 | 35 | 42 | 129 | 21 | 47 | 53 | 44 | 114 | 44 | 9 | 2 | 2 | 150 | 13 | 5 | 1 | 1 | |
| 建築工事業 | 88 | 63 | 25 | 9 | 79 | 2 | 8 | 14 | 64 | 64 | 19 | 3 | 1 | | 82 | 4 | 1 | | | |
| その他の建設業 | 45 | 34 | 11 | 6 | 39 | 3 | 1 | 9 | 31 | 23 | 13 | 5 | 3 | 1 | 37 | 4 | | 1 | 2 | |
| 合計 | 304 | 233 | 71 | 57 | 247 | 26 | 56 | 76 | 139 | 201 | 76 | 17 | 6 | 3 | 269 | 21 | 6 | 2 | 3 | |

| 業種 | 発覚の端緒 | | | | | | 災害発生から発覚までの期間 | | | | | | 発覚後の措置(M.A) | | | | | | | 労災かくしを行った動機(M.A)（刑法処分を行ったものに限る） | | | | | | [redacted] | 元請に対する措置(M.A) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 職員による関係書類の突合 | 監督指導等 | 被災者からの申立 | 事業主からの申出 | 第三者からの情報提供 | 他局署からの連絡 | その他 | 1か月以内 | 2か月以内 | 3か月以内 | 6か月以内 | 1年未満 | 1年以上 | 刑法処分 | 警告 | 他局署への連絡 | 無災害表彰状の返還 | 過付金の回収 | 保留・措置せず | 調査中 | 元請からの指示・圧力 | 元請への配慮・恩を売る | 無災害記録の更新 | 外国人労働者の発覚をおそれる | 監督署の調査を嫌う | 工期の遅れを嫌う | 作業内容が法違反 | その他 | 他局署への連絡 | 無災害表彰状の返還 | 過付金の返還 | 保留・措置せず |
| 土木工事業 | 8 | 2 | 102 | 17 | 34 | 9 | 14 | 10 | 20 | 18 | 49 | 35 | 39 | 77 | 78 | 5 | | 1 | 9 | 8 | 1 | 45 | 2 | | 15 | 3 | | 31 | 48 | 9 | 14 | 14 | | 39 | 29 | 8 | 8 | 24 | 27 | 2 | | | 27 |
| 建築工事業 | 11 | 2 | 45 | 9 | 11 | 6 | 7 | 4 | 14 | 12 | 23 | 18 | 18 | 32 | 37 | 5 | | | 5 | 10 | 8 | 20 | 1 | 1 | 4 | 1 | | 10 | 24 | 4 | 5 | 5 | | 23 | 8 | 6 | 10 | 12 | 26 | 1 | 2 | | 20 |
| その他の建設業 | 3 | | 20 | 8 | 5 | 2 | 12 | 3 | 6 | 2 | 9 | 13 | 12 | 18 | 24 | 4 | | 1 | | 2 | 1 | 11 | | | | 1 | 1 | 5 | 15 | 2 | 4 | 4 | | 10 | 14 | | 5 | 8 | 16 | 2 | | | 7 |
| 合計 | 22 | 4 | 187 | 32 | 50 | 17 | 33 | 17 | 40 | 30 | 81 | 64 | 69 | 125 | 137 | 14 | 0 | 2 | 14 | 20 | 8 | 76 | 3 | 1 | 19 | 5 | 1 | 48 | 88 | 15 | 23 | 23 | 0 | 72 | 51 | 14 | 24 | 44 | 71 | 5 | 2 | 0 | 54 |

| | 周知啓発 | ビデオ | 各種講習のテキスト報告の周知 | 罰則強化 | 元請司法連座制 | 元請特別規制 | 元請の保険料アップ | 参加資格基準の見直し | 発注機関への働きかけ | 費用追徴強化 | [redacted] | [redacted] | 被災者への通信調査 | 労災かくし110番 | 事業場名の公表 | [redacted] | 無災害表彰の廃止 | 死傷病報告の改正(処罰記載) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 1 | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 青森 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | |
| 岩手 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 宮城 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 秋田 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 山形 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福島 | 1 | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | | 1 | | | | | |
| 茨城 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 栃木 | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 群馬 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 埼玉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 千葉 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| 新潟 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 |
| 富山 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 石川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福井 | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | |
| 山梨 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野 | | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | |
| 岐阜 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 静岡 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重 | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 滋賀 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 京都 | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | |
| 大阪 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | |
| 兵庫 | 1 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | |
| 奈良 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | |
| 和歌山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 島根 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岡山 | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | |
| 広島 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 山口 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | |
| 香川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高知 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | |
| 福岡 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 佐賀 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 長崎 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | |
| 熊本 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鹿児島 | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | |
| 沖縄 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国計 | 27 | 1 | 2 | 5 | 2 | 2 | 1 | 8 | 7 | 5 | 22 | 10 | 4 | 6 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 |

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 北海道 局】

1 労災かくしを行った場合には、処罰されることについて事業主、労働者等への周知徹底を図る。
2. 積極的に司法処理を行う。
3. 労災かくしに係る罰則を強化する。当局において、3年間に2回の労災かくしを行って、いずれも送検したが、報告義務違反には罰金しかなく、再犯加重の対象にならなかった事例があった。
4 労災かくしは発注者等の工事発注停止等のペナルティー回避のために行うのが大多数であり、その要因を排除することにより労災かくしの減少を図ることは可能であると思料する。よって、発注機関等に対しての労災かくし排除に係る働きかけ等を行うこととしてはどうか。

(注) 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【青森局】

労災かくし防止用ポスター（カラー）を作成し、指定・~~非指定~~医療機関等あて送付し、周知を図っている。

また、県医師会にも必要量を送付し、周知依頼をもって労災かくし対策に協力を求めている。

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【青森　　】

| |
|---|
| 1、[redacted]（建設業において、発生場所をかくす行為を想定して）。 |

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

[ 青森 局 ]

| |
|---|
| ・企業ぐるみでの労災かくしと認められた場合は費用徴収の対象とする。 |
| ・ 同上の場合、司法処分まで至らない場合も新聞発表等を実施する。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(注) 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【青森　局】

建設業の保険適用は元請が事業主となるが、その為、下請労働者が被災した場合、下請事業主が「元請に迷惑をかけたくない」として、事故を隠そうとする場合がある。

従って、元請下請の区別なく、労働者が直接所属する事業主の保険適用となるよう、労災保険法を改正。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【青森　局】

事業者（主）等への指導等も必要であるのはもちろんであるが、一般労働者へ対し広報（新聞・雑誌広告など）を通じなく啓発し、「労災かくし」についての知識を与えることで、職場全体へ意識向上を図ることが必要ではないかと思料する。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 岩手局 】

・労災かくしで認定した事案

[redacted]

・労災かくしによる司法処分を行なった場合の他事業場等への反響は大きいものがある。労災かくしが決して得策ではないことを何らかの方法（マスコミ等を利用するなど）により周知・広報のうえ、認識・意識改革をもたらす必要があると思う。

(注)　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　宮城　局】

1. 安全衛生に関する各種講習テキストの関係法令等に「労働者死傷病報告義務」の条文を掲げる等により具体的な手続き等を説明したテキストに改める（現在の安全管理担当者をはじめとする各種テキストを見ても、労働者死傷病報告義務に関する内容が省略されている為）
2. 建設業にあっては、発注者が発する文書(工事契約書の約款、共通仕様書等)にも労働者死傷病報告義務を掲載するようにすること(労災かくしのそのほとんどが建設業である為)。
3. 建設業の労災かくしについては、新たに発注者に対する通報制度を確立すること。
4. 関係医療機関に対し、労働災害と認められる場合には、労災保険の手続きを行うよう指導するとともに、被災者や事業者がその手続きに応じない場合には、所轄署(若しくは局)に情報を提供させる（労災の指定医療機関にもかかわらず、健康保険や国民健康保険の使用を黙認している例がある為）。
5. [redacted]
6. 全国足並みをそろえ、斉一的に取組むことにより、一層の効果が期待できる。[redacted]

（注）局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【秋田 局】

送検後の発表とは別に、労災かくし事業場名を公表する制度をつくること。

(注) 局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

福島局

1　労働災害発生事実そのものを隠蔽しているもの。

[redacted]（いわき署）

2　[redacted]（いわき署）

3　医療機関に対する健康保険誤用防止のための啓発、指導強化をする。（会津署）

4　発注機関に対し、災害発生の事実だけをもって指名停止等を行う現行の手法の見直しとともに、労災かくしを行った業者に対するペナルティーの罰則化を要請する。（会津署）

5　医師会を利用する等、医療機関との連携を図る（通報制度の確立など。）。（喜多方署）

6　報道機関を活用して周知を図る。（喜多方署）

7　労災かくし事案について、下請が「不利益を被らないように」とか「今後の受注に支障がでないように」とかの配慮をしたり、元請からの指示があって隠すのがほとんどであり、労災を隠すこと以上の不利益を被るので割が合わないという状態（司法処分のほか元請が知らなかった場合でも連座制とし、指名停止処分とする。）にしないとなくならないと思われる。（富岡署）

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　茨城　局】

・別紙のとおり

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

1　医療機関との間で行われる協議会の席上、医療機関側から「医療窓口及び診療行為の場において、明らかに労災ではないかと思われる傷病について、私傷病であると申立てられることがあるが、医師の立場では強く言えないことが多い。」という情報がある。このことから、医療機関から情報を得ることが有効であると思われる。従って、通報制度の導入も含め、県・地区医師会、指定医協会等と連携することを検討すべきである。

[redacted]

2　労災事故について、発生状況、場所等を偽って報告することに刑事責任があることを中小の下請事業者が熟知していない場合が多いことから、特に下請事業者に対し、集団指導、パトロール等あらゆる機会をとらえて、リーフレットの配付等により労災かくしを防止する為の周知徹底を行う。

3　労働者死傷病報告の様式の欄外下部に、「虚偽の報告は犯罪になります」（旨）の注意書きを記載する。

なお、この他に、「労災かくし事案の発生を抑止する為、司法処分に付さない事案であっても事業場名を公表する。」等の意見もあった。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

［栃　木　局］

1．[redacted]

2．建設業において労災かくしを行う大きな要因としては、労働災害を発生させるとその後の公共工事の受注に影響が及ぶことが挙げられる。このため、公共工事受注参加資格審査の基準として労働災害を発生させたという結果のほかに、その発生状況、原因等を加味した総合的な評価基準を構築することで、評価のウエートが大きい労働災害結果を相対的に低くすることが必要であり、建設行政機関との情報交換等の場において、これらの意見を伝えていくことが必要である。

3．労災かくしの事案とそのデメリット（医療費負担、刑事罰など）を建設業協会会員事業場等の集団指導等で説明して当該事案発生防止のための啓蒙を図る一方で、安易な社会保険による診療等がないように医療機関に対する労災保険制度の周知、徹底を図ることが必要である。

4．病院・医院、柔道整復師等との情報ネットワーク化を図り、局・署に情報を集約できるようにして早期の事案把握をすることが必要である。

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 群馬局 】

1　「労災かくし防止キャンペーン」の実施

期間を定めて全国的に「労災かくし防止キャンペーン」を実施する。

キャンペーンの具体的内容としては、次のような事項が考えられる。

- 労災かくし防止のためのポスターの掲示、リーフレットの配付
- 新聞報道等マスコミによる報道
- 集団指導、説明会における指導

2　建設工事発注者に対する要請

建設工事発注者に対して次の事項を要請する。

- 元請業者が労災かくし防止措置を講ずるよう指導すること。
- 労災かくし事案が発生した場合であって、元請業者に問題が認められる場合には、厳重な処分を行うこと。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　埼玉　局】

特になし

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【千葉局】

1. 公共工事の場合、発注者にも事故対策書、同種災害防止対策書を提出させる。

2、医師会と連携し、医療機関から情報提供を受けることなどにより、労災患者の治療を社会保険で行うことを排除する。

3、現行の事業場における安全衛生活動において、「災害ゼロ」を目ざすあまり、第一線管理者及び労働者の間で「事故を起こすと会社に迷惑をかける。」「自分の勤務成績に影響する。」という考えがあり、災害が発生しても会社に報告しない例があると思う。したがって今後の監督指導、集団指導において、『災害発生時にはすみやかに会社に報告すること』及び『監督署に死傷病報告を提出すること』を周知徹底する。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

東京

1　件数

調査期間である平成１１年１月から平成１２年１２月末までの期間に東京局で把握した労災かくし事案は１５件である。

このうち、１４件が建設業であり、その内訳は土木工事業が７件、建築工事業が６件、その他の工事業が１件である。残る１件は陸上貨物取扱業におけるフォークリフトの無資格運転に係る事故である。

また、建設業１４件中９件が公共機関発注工事である。

2　事案の内容

労災かくし事案の内容としては、１５件中９件が報告懈怠、６件が虚偽報告である。

3　企業規模は１５件中１２件が４９人以下である。

4　事案発覚の端緒は、３分の１が事業主からの申し立て、３分の１が被災者からの申し立てであり、労使が双方いったんは労災かくしをもくろんではみたものの、経済的に負担感が強くなり、自らが申し立てる結果となっているものと推認される。
その他３分の１の中は第三者からの情報、監督指導等での確認に基づくものである。

5　[redacted]

なお、労災保険の回収等について、処理、検討中が３件である。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 東京 局】

1. 労災給付請求書の内容を充分にチェックすること。
2. 労災かくしの送検事案を新聞発表すること。
3. 一人親方特別加入者の労災請求事案について常用又は日雇労働者と疑われるものを充分調査すること。
4. [redacted]

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

〔　東京　局〕

5　全工期無災害表彰制度について無災害を要件することを改め、災害発生事業場についても度数率等その他の指標により表彰の対象とする。

6　療養の給付請求書について、事業主が補償した又は事業主・一人親方であった等の理由により、後日、取下げが行われるケースがあるが、取下げの事由について精査を行う。
　また、事業主が労基法の規定により療養補償や４日目以降の休業補償を行い、労災保険給付の手続を行わない取扱いが認められているが、労働保険適用事業場については労災保険手続を義務づけることとする。

7　ごく軽微な事案であっても、積極的な司法処分を行い警鐘を鳴らすとともに、発注者に対して災害件数のみによる機械的な施工業者の選別・排除を行わないよう要請を強める。

8　死傷病報告を提出すべき所轄監督署について見解が明確でないケースもあり（例：有期事業に係る加工事業を行っている下小屋について、有期事業の所在地、下小屋、事務所の所在地なのか等）、明確な基準を作成し、事業者に周知を行うとともに、不報告を明確・迅速に把握できるようシステムの改訂（現在のところ、他署提出済みや特別加入者等も含まれてしまう。）を行う。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　神奈川　局】

1　労災窓口での労働者からの相談が契機となることが多いため、労災課の窓口業務と監督業務との協力体制が必要となる。この場合、十分な連携のため労災課若手職員への研修も要する。

2　事業主のみならず労働者側にも治療費等の補償さえなされれば良しとする意識がある。補償がなされている場合でも労働者死傷病報告が必要である旨の、より積極的、効果的な広報を要すると思料する。

3 [redacted]

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

新潟労働局

1　故意に労働者死傷病報告を提出しない労災かくし事案に対するもの

(1)　消防機関から、救急車の出動で労働災害と思われるものについてはその都度連絡をもらう体制を整備する。

(2)[redacted]

(3)　建設業許可業者の同事案に対する発注機関の処分を、より厳しいものとするよう要請する。

　また、同事案を司法処分とした場合、その実効行為者のほとんどが末端下請業者であり、元請業者については通報制度の対象とならないことから、元請業者に対しても処分可能な通報制度に改める。

(4)[redacted]

(5)　各医療機関に対し、診療に当たっては労働災害か否かの確認を十分行うよう要請するとともに、受付窓口に、例えば「労働災害には社会保険は使用できません。災害の内容を偽って社会保険を使用した場合は処罰されることがあります。」などの掲示を依頼する。

(6)　新規学卒予定者に対し労災保険制度に関する教育を行う。

2　虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告提出に対するもの

(1)[redacted]

(2)[redacted]

(3)　労働者死傷病報告、休業補償請求書の様式に、被災者本人の記載内容確認欄を設ける。

(4)　労働者死傷病報告用紙に、「偽りの内容を本報告に記載した場合は、処罰されることがあります。」等の警告文を印字する。

長岡基署発第　　号
平成 12年11月11日

殿

長岡労働基準監督署長

# 被災労働者の方へのアンケート調査実施について

当署では、日頃より労働災害防止を行政の最重要課題の一つとして各種施策を積極的に推進しているところですが、死亡労働災害や建設業の墜落災害が多発するなど問題が認められます。

そこで、先般、貴方が使用される事業場から、貴方が労働災害に合い、被災した旨の労働者死傷病報告書の提出を受けましたが、労働災害の発生状況を正確に把握し、同種労働災害防止対策を徹底するため、このたび、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、別紙アンケート用紙に必要事項を御記入の上、下記期日までに同封の返信用封筒により当署あて返送いただきますようお願いいしします。

なお、本調査は、直接、被災労働者の方から御回答いただくこととして実施していますので、事業場（会社）関係者には、秘密扱いに願います。

記

1．提出日　　平成 12年 11月 11日 （ 月）

2．提出先　　〒940-0022
長岡労働基準監督署
長岡市東新町１丁目６番８号

3．照会・問合せ　　長岡労働基準監督署第二課　（担当　第二課長）
TEL 0258-33-8711　FAX 0258-33-8713

# 被　災　状　況　ア　ン　ケ　ー　ト

1. いつ被災しましたか？

　　平成 ……年 ……月 ……日　午前・午後 ……時頃

2. どこで被災しましたか？

　①.　事故が起きた場所（該当するところに○印をつけて下さい。）

　　資材置場　工事現場　倉庫・加工場　その他（ ……）

　②.　その場所の名称（現場名、倉庫・加工場名、住所等をお書き下さい。）

　（例 長岡監督署改築工事、長岡監督署第一倉庫、長岡市東新町 1-6-8 など）

　……

3. 災害の内容

　被災された時の状況を簡略にお書き下さい。

　……

　……

　……

　……

　……

4. 災害の現認者又は第一発見者（貴方の災害を確認した人のことです。）

　・い る　所属事業場名 ……　職 ……　氏　名 ……

　・いない

5. その他

　労災保険制度、署窓口説明等に関して、御不明な点がありましたなら、どうぞお書き下さい。

　……

　……

　……

平成 ……年 ……月 ……日

長岡労働基準監督署長　殿

住所 ……

氏名 ……印

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

富山

1．　医療機関、特に救急医療機関でもある労災指定医療機関に対して、労災保険指定医療機関の指定契約に基づく行政への協力事項としての監督署への通報若しくは相談を周知徹底するとともに、院内窓口へのポスター掲示等を徹底する。（医師会等でも、こうした労災隠し等犯罪がらみの患者が搬送・来院した場合に対して警察・監督署等へどのように情報提供したらよいか、医師法による守秘義務との兼ね合いで医師が悩んでいるとの問題があり、通報しなければならない等の法的な取り扱いはないかとの相談があり、当署では、療養担当規定や刑法、医師法に基づく守秘義務の範囲等に基づき説明したところ、理解を得た。療養担当規定は各医療機関に配布してあるものの、医療機関側の不知、認識不足が大きい実態が認められる。）

また、新規の労災指定医療機関の指定時に、事業主から労災隠し等の申し出があった場合の対応の仕方、医療機関の刑事責任の発生のおそれ、指定契約の取消しの可能性、患者への迅速適正な補償給付の問題等についても、療養担当規定等に基づき病院経営者等に十分説明、理解を得る等の医療機関への指導が有効と思われる。

2．　特に、建設業において、指名停止処分（経営者側の問題）、労災保険のメリット制による還付金への影響や事故発生に伴なう社内処分へのおそれ（現場責任者の問題）、現場が出先のため元請けと下請けの謀議が安易に行われやすい環境にある、現場の安全管理や被災者への補償等に係る下請け事業者の元請けに対する過度の依存意識等及び、元請けの意向に従わない場合元請けから仕事がもらえなくなる（下請け事業者の問題）等が複合して、主として元請け事業者側の都合による労災隠し事案の発生に至らしめる土壌を形成していると思われる。

このため、死傷病報告等下請け事業者に対して直接監督署に報告義務を課しているものについても元請けの特別規制に加えることが、労災隠し防止上有効ではないか。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 石川労働局】

| |
|---|
| 1. 労災かくし防止のための手法ついてシステム利用によるもの |
| 労災保険の請求書が提出され給付を受けているが死傷病報告書を提出していない場合について、システムの情報を突合することにより未提出事業場を把握し、提出を督促する。具体的には、①現在も行われている休業補償請求時にﾒｯｾｰｼﾞ(死傷病報告書未提出)を出力する場合に継続一括の被一括番号ごとに出力されているが整理番号ごとにするよう改める。②入院を伴うレセプト出力時にﾒｯｾｰｼﾞ(死傷病報告書未提出)を出力する③障害補償請求書入力時にﾒｯｾｰｼﾞを(死傷病報告書未提出)出力することがあげられる。 |
| 2. 労災かくし防止のための手法(医師に対して報告義務等を課す)と対策 |
| (1)医師が労災かくしを知りながらそれに加担した場合は、①司法処分で、加担した医師にも積極的に教唆・幇助の適用を考える。②労災指定医の指定の取消を行う。という原則を確立し、医師及び医師会に対し①②の内容を記したチラシの配布及びマスコミにPRすることにより抑止する。<br>(2) 労災かくしが発覚した場合に、事実関係を明らかにするため労災請求の有無に係わらず医師に対して必要な事項を報告させる義務を課す。 |
| 3.社会保険労務士に対する指導 |
| (1)労災かくしに社会保険労務士が関与する場合があるが、こういう悪徳社会保険労務士にたいしては資格の抹消、資格の停止を行う。<br>(2)社会保険労士会に対する指導を行う。 |
| 4. 建設業における労災かくし防止のための手法 |
| (1)建設業の場合に、建設現場で隠してしまい、支店や本店に事案が上がらない場合が多い。そのため、労災かくしが発覚した場合に、本社から代表取締役(代表権を持った担当の取締役)を呼び出し直接是正勧告書を交付する。<br>(2)建設業における下請の労災かくしの原因は、災害を起こすと元請から今後の受注を受けられないことを恐れ隠す場合がほとんどであるので、有期事業における労働保険関係を下請を含む各事業者毎に成立させる。 |
| 5. 算定基礎調査に際し労災の請求のない長期休業者を把握し、私病なのかどうか確認するとともに会計帳簿で治療費や休業手当等の支払がないか確認する。 |

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　福井　　局】

１　広報活動の工夫

労災かくし防止について、以下のような広報活動を徹底することにより、労使双方に周知する。

①全国ネットによるテレビ・ラジオ・新聞への広告
②アドバルーン・電車の広告（福井局においては路面電車）
③１日署長
④週間・旬間の設定
⑤関係団体及び地方自治体の機関紙、広報誌への掲載
⑥医療機関等への啓発用ポスター及びリーフレットの配布
⑦司法処分実績数値等の公開により啓発する。
⑧労災かくし１１０番の設置

２　医療機関等との連携

労災保険以外での保険使用につき、医療機関側からの協力（通報他）が必要である。医療機関が労災かくしに積極的に関与する等については、場合によっては健康保険医・労災指定医の取消も考えては良いのではないか。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【　福井　　局】

3　公共工事発注機関における業者評価システムの改正
　公共工事発注機関における業者評価システムを加算方式とし、安全衛生面での評価項目に、災害の発生の有無のみだけでなく日常の努力度も反映させる。（各関係省庁に働きかける）

4　災害発生状況の定期報告
　労働安全衛生法の特別規制において、元請事業者による日々の災害発生の有無、程度の確認と報告実施への関与を義務づける。（罰則付）

5　労災保険料の増額
　関与を問わず、労災かくしがあった工事の元請事業者について、一定期間労災保険料をＵＰさせる等のペナルティーを科す。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

〔長野局〕

1　啓発対策

・　労災かくし防止月間を設ける等、全国一斉に周知、広報を行うとともに、司法処分を行った労災かくし事案については、積極的に広報することとする。

・　集団指導の際、労災かくしが発覚した場合のデメリット(司法処分、被災労働者からのゆすり行為等)について事業者に対し説明を行うこととし、そのためのパンフレットを作成する。

2　周辺対策

・　建設業においては、労災件数が地方公共団体の資格審査に影響することを恐れる気持ちが強く労災かくしの動機となっていることから、発注機関に対して、労災事故の発生件数だけでなく、安全管理体制や安全対策等総合的に評価を行うように要請する。

・　医師会、医療機関に対し適正な保険を使うよう要請を徹底するとともに、負傷の原因に疑わしいところがあるものについては、監督署に連絡するよう協力依頼を行う。

・　救急車出動時の消防署から監督署への連絡を確実なものとするため、協力関係を一層徹底する。

3　制度面からの対策

・　労災かくし発覚後に労災給付を行う場合に、労災未手続事業場については、費用徴収を必ず行うとともに、メリット制の適用を受けている事業場については、還付金の回収、追徴等を確実に行う。

・　現在の費用徴収制度に、故意に労災かくしを行った場合を追加する。

また、故意に労災かくしを行った事業場について、メリット制の保険料率をアップさせる。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【岐　阜　局】

| |
|---|
| 1　建設業の下請事業場が発生させた労働災害に係る死傷病報告の提出に関し、元請に対しても何らかの措置義務を負わせること及び死傷病報告の提出義務違反に対する罰則強化についての法令改正を行う。 |
| 2　労災かくしの違法性を強調した積極的な広報活動を実施する。 |
| 3　労災かくしが発覚した場合、現在のメリット制による保険料の増加より大きな増加額となるように当該制度を見直す。（所得隠しの場合の重加算税と同じ趣旨） |
| 4　医療機関から、労働災害であるにもかかわらず労災保険以外で受診していると思われる患者に関する情報提供及び通報体制を確立するため、本省から日本医師会に対して要請を行うとともに、医療機関に対し労災保険制度についての認識と理解を深めるための周知啓発活動を実施する。 |

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 静岡 局】

1. マスコミを通じて、労災隠しは犯罪であることを大きく報道してもらうべきであり、そのための努力をすべきである。
2. 病院・診療所における、ポスター等の掲示による周知。

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

労災かくし事案

三重労働局

| 事業場名 | 署 | 被災者 | 災害発生 | 被災の程度 | 措置 | 措置年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 01 | [redacted] | H9.9.5 | 1月 | 司法 | H12.3.21 |
| | | | H11.7.23 | 3月 | 司法 | H12.3.21 |
| [redacted] | 01 | [redacted] | H11.8.3 | 20日 | 勧告 | H11.12.22 |
| [redacted] | 03 | [redacted] | H10.11.4 | 191日 | 司法 | H12.3.8 |
| [redacted] | 04 | [redacted] | H12.7.3 | 151日 | 司法調査中 | |
| [redacted] | 05 | [redacted] | H8.6.25 | 2年10月 | 司法 | H11.5.20 |
| [redacted] | 06 | [redacted] | H10.11.26 | 1.5月 | 司法 | H13.1.9 |
| [redacted] | 07 | [redacted] | H11.11.27 | 305日 | 勧告 | H12.7.7 |
| [redacted] | 07 | [redacted] | H12.2.11 | 2月 | 勧告 | H12.12.15 |

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【三重労働局】

1　労災指定医療機関等と連携を図り、初診時に、労災事案の有無についての確認等を徹底することとする。
2　社会保険事務所との連携を強化することとする。
3　医師等医療機関関係者に対し、労災かくしの疑いのある事案を把握した場合に、直ちに関係労働基準監督署に通報する体制を設けることとする。
4　下請事業場での労災かくしを防止するため、元方事業者に対して、労災事故発生の確認の徹底と、災害を確認した場合の当該下請事業場への指導の徹底について図ることとする。
5　特定元方事業については、関係請負人の労働災害に係る労働者死傷病報告の報告義務者を、元方事業者との連名にすることとする。
6　事業者に対する「出勤簿」の作成等について指導を行うこととする。
7　悪質な案件である労災かくしについては、労災保険料の費用徴収の対象とする体制の整備を図ることとする。
8　その他、現行の集団指導等において、労災かくし事案の防止を図るため、下記の対策を講ずる。
（１）労災かくし防止について広報を行う。
テレビ、新聞、年度更新時の広報用パンフレット封入による広報の実施
各種団体に対する集団指導時に周知
労災指定医療機関等の窓口に労災かくし防止についてのパンフレット等の設置
（２）当該事故が公共工事である場合には、発注者に対しても、今後の再発防止に向けた指導の徹底を要請する。

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 滋賀労働局 】

1. 労災担当課との密な連絡体制の確立と、事案に対する処理の連携。
2. 医療機関からの通報制度の確立。
   過去の事案において、医療機関からの情報により発覚したものがあり、不自然な負傷等業務上災害の疑いがあるものを通報する制度を設ける。
3. 法の整備
   労災かくしを犯罪行為と明確にする。
4. 建設業におけるペナルティーの拡大と通報制度の創設
   公共工事発注に伴う経営審査において、災害発生事業者に対して一定のペナルティが与えられているが、労災かくしを行なった事業者に対して一層のペナルティを課す。
   また、労災かくしについて労働行政か公共発注機関に対する通報制度を設ける

(注) 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【京都局】

| |
|---|
| 1．社会保険事務所と監督署との相互通報制度及び定期的協議会を確立する。 |
| 2．建設業法第２７条の２３に基づく公共工事の請負に係る経営事項審査の項目及び基準については、工事の安全成績の点数に、災害発生件数も考慮することとなっているため、これが労災かくしにつながることも考えられることから、災害発生件数を要素とせず、例えば安全衛生管理体制等を要素とするよう建設省に要請してはどうか。 |
| 3．労災保険の適正な適用等について事業主、医療機関等に周知、広報を図る。 |
| 4．無災害表彰制度を見直す。 |
| 5．労災かくしをおこなった事業者に対する指導の強化及び罰則の強化。 |
| |
| |

（注）局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別　紙　2

労災かくし事案について効果的と考えられる手法・措置等

大阪労働局

1　事案の把握に関する手法

（1）医療機関、救急隊及び警察との連携を密にし、連絡体制を確立すること。
（2）書類のチエック及び調査を行うこと。
　イ [redacted]
　ロ　療養給付のみを受けている事案 [redacted]

2　措　置

（1）把握した事案については、必要に応じ調査、監督及び医療機関への照会等を行い、厳正な措置を講じること（第一義的には司法処分）。
（2）行政の事業場に対する指導・啓発を強化する。
（3）労災かくしが発覚した場合、労災のデメリット（料率の大幅アップ等）を受けるような対策を検討する。
（4）安全の無災害表彰制度の見直しを行う。
　（表彰を受けたいために労災かくしを行っていた事例が多いため。）

3　広　報

（1）医療機関、関係労使団体、社会保険労務士会などに広報を行う。
（2）ホームページを利用して広報すると同時に、相談及び情報提供等にいて労災かくしの項目を設ける。

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

兵　庫　局

１　虚偽報告について

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

２　不報告について

（１）健康保険使用に係るものについては、社会保険庁との連絡体制を確立し、疑わしいものについては、通報を受けることとする。

（２）[redacted]

３　広報・啓発の実施

医療機関に対する啓発に努めるとともに、事業者に対しては集団指導時に啓発指導を実施する。

なお、悪質なものは、送検して新聞発表を実施する。

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【奈　良　局】

| |
|---|
| １　業務上外の調査等労災主務課が実施する各種調査に、監督官が同席、または同行すること。 |
| （理由） |
| 事業主、被災者等は労災保険給付を受けたいがため、当該各種調査に協力的であることが多いが、監督官のみの場合だと、事業主側が不利益を被る恐があるということで、災害発生状況等の過少申告や真実を隠蔽する可能性が少なからず考えられる。 |
| よって、傷病の状態、治療経過と災害発生状況等との因果関係に明るい労災担当者と労働安全衛生法に明るい監督官とが同時に、それぞれの専門分野からの視点で調査することにより、それぞれの調査結果に対する相乗効果も期待できる。 |
| この手法を積極的に、定期的かつ計画的に取ることにより、管内各事業主に対するＰＲ効果が期待でき、労災かくしの未然防止対策になると考える。 |
| |
| |
| ２　労災かくしの場合における労働保険事務組合及び委託事業主の責任（刑罰、共犯等）について、同組合に対する周知及び適正な報告の指導 |
| （理由） |
| 程度の差はあるものの、労働保険事務組合が労働者死傷病報告及び労災保険給付請求書に委託事業主の申立てどおりの内容の災害発生状況等を記載しその後、委託事業主は事務組合から送付されたこれらの書類に署名または記名押印するだけで同組合に返送し、同組合から労働基準監督署に提出されることが見受けられる。 |
| これらのことにより、一般的には労働者死傷病報告について、委託事業主は、労災保険給付請求に係る書類と認識することが多く、早く労災保険給付を受けさせたいがため、当該内容を十分確認することなく同組合に返送し、同組合も当該内容を十分確認しないまま労働基準監督署に提出しており、委託事業主が当該報告に関し、同事務組合任かせとなっている感が伺われる。 |
| これは労働保険事務組合及び委託事業主の労働者死傷病報告に関する報告遅滞及び虚偽報告に対する罪の意識、刑罰の認識が高くはなく、また、事業主の責任において提出すべきものとの認識に欠けることが多いためと思われる。 |
| そのため、事業の業績が低迷する事業主のなかには、業務外の事由による労働者の負傷を業務上の事由による負傷とする等災害発生状況等を偽りのものとし、労災保険給付にて当該治療費等を賄う等不正受給を企てる者もいる |

| |
|---|
| と思われる。 |
| よって、労働保険事務組合に対する労働保険年度更新手続き説明会等の際に労災主務課と合同で、定期的かつ計画的に、それぞれの観点から、労災かくしの場合における労働事務保険組合及び委託事業主の責任（刑罰、共犯関係等）についての周知及び労働者死傷病報告等の適正な報告を指導することにより、同組合及び委託事業主双方への注意を喚起することができ、労災かくしの未然防止に効果的であると考える。 |
| |
| 3　労災かくしに関与した事業場については、原則として司法処分を行うとともに、司法処分を行った場合は、広報を積極的に行うこと。 |
| |
| 4　労災保険法の費用徴収制度を労災かくし事案に対しても適用を拡充し、適用した場合は、広報を行うこと。 |

（注）局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載してください。

別紙

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【鳥取局】

| |
|---|
| 1 [redacted] |
| 2　死傷病報告の提出者を元請との連名にし、労災かくしが行なわれた場合には、元請にも直接責任が及ぶように改正すると共に、給付請求書との整合性等の確認を行なう。 |
| 3　建設業者へ労災かくし防止に関する対策を樹立するよう指導するとともに、発注機関に対しても指導を要請する。 |
| 4　建設行政機関との通報制度の対象とする。 |
| 5　労災かくしを行なった事業場及び元請事業場に対して、メリット制のプラス増加を止める、算定基礎調査の対象とする、事業場名の公表する等の制裁を設ける。 |
| 6　労働者へ労災保険制度の周知を行う。 |
| 7　労災指定医療機関等にポスター等を掲示する。 |

（注）局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2'

労災かくし対策について効果的と考えられる手法、措置等

【 岡山 局】

1、 建設業においては、公共工事の指名停止基準や、経営審査において受ける点数が、労災隠しと密接に関連している。

まず、指名停止基準が公開されていない自治体が多く、また、指名停止基準の運用について、発注機関の裁量に委ねられているという現状下で、建設業者は、軽度の労災であれば隠した方が良いという動機にかられやすくなっている。

次に、経営審査において、労災の発生件数が、入札参加資格の点数を大きく左右することがあるため、軽度の労災であれば隠そうという動機にかられやすい。経営審査は、災害の発生原因（使用者責任の有無等）には全く触れない記載方法となっているため、単に労災の件数により減点される仕組みとなっている。

指名停止基準ならびに経営審査の現状を把握し、労災隠し防止手法を検討することが、建設業の労災隠し防止を進める上で効果的であると考えられる。

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 岡山 局】

○労災かどうかは、災害発生直後に治療を受ける医療機関では、明らかであるので、医師会等を通じ、医療機関の協力を得、労災手続きを取るよう窓口での説明を強化してもらうことが入口段階で芽をつぶすことになり、有効であると思料する。
（広島局において実施例あり）

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 岡山 局】

1. [redacted]

2 [redacted]

（注） 局及び署において、労災かくし事案の把握、特定事業場労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等　　広島局

1　当局においては、平成3年12月5日付け基発第687号及び平成3年12月5日付基監発第52号を受け、平成3年12月19日付け広基発第895号「いわゆる労災かくしの排除について」等(別添1及び別添2)をもって厳正な司法処分を中心に対処しているが、平成6年、広島県労災指定病院協会との協議等を踏まえ、11月14日付け事務連絡「いわゆる労災かくし事案処理要領について」(別添3)をもって医療機関からの情報又は被災労働者からの申告等により事案を把握した場合の具体的処理要領を定め、医療機関からの情報等に対し組織的に対応するよう体制の整備等を行った。

さらに、平成12年10月19日、労災保険の適正運用を呼びかけるパンフレット、労災請求書（様式5号、様式16号の3）を労災かくし防止用ポスターとともに労災指定医療機関に送付し、新聞報道においても取上げられている（別添4）。

なお、労災かくしに関し、平成11年に3件（うち1件は10年に把握した事案)、平成12年に4件を送致し、現在3件を捜査中である。

2　さらに、次のような指導、啓発等を行うことが有効であると考える。

(1)　労災かくし事案の事例及びその措置状況について、集団指導等で周知する。

(2)　労災保険のメリット制に関し、制度本来の趣旨を誤解し、労働災害を発生させた場合に保険料率が上がるとの認識を示している事業主が散見されることから、制度の正しい理解を得るよう周知・徹底する。

(3)　建設業及び造船業においては、労働災害を発生させた業者を、一律に排除する傾向にあり、発注機関、元請事業者等に対し、業者の選定を行うに際してその発生原因、法違反の有無等を総合的に斟酌するべきであり、労働災害を発生させたことのみをもって業者を発注の対象から一律に排除しないよう、例えば、建設工事発注機関連絡会議等の場において要請する。

(4)　製造業において、障害が残る程度の災害であるにもかかわらず、出勤させ、死傷病報告の提出義務を免れる事例が認められることから、死傷病報告に加え、障害補償給付請求書等をも考慮して災害時監督を実施する。

(5)　[redacted]

(6)　障害補償給付支給請求書（以下「障害請求書」という。）の受理に際

し、医師による診断（初診時の自訴、災害発生状況等）との整合性の確認を行う。また、療養及び休業給付の請求がなく障害請求書が提出されたものについては調査を励行する。

# ＦＡＸ送　信　票

| | |
|---|---|
| （発信年月日） | 平成１３年　２月２日 |
| （　宛　先　） | 厚生労働省労働基準局監督課　監督係　殿 |
| （　発信者　） | 広島労働局　労働基準部　監督課　　歳秀<br>（TEL０８２－２２１－９２４２　FAX ０８２－２２１－２３５４） |
| （発送枚数　） | 本票を除く　２１　枚 |
| （　件名等　） | いわゆる労災かくし事案に対する対処状況の把握等について（報告）<br>（第２回目） |

標記について、別紙２の添付資料につきましてファックス送付させていただきます。
お手数をかけますがよろしくお願いたします。

別添1

広基収第８９５号
平成３年12月19日

各労働基準監督署長　殿

広島労働基準局長

いわゆる労災かくしの排除について

標記について、平成３年１２月５日付け基発第６８７号（以下「通達」という。）により労働省労働基準局長から別添写のとおり通達があり、また、平成３年１２月５日付け基監発第５２号（以下「内かん」という。）により労働基準局監督課長、補償課長及び計画課長から別添写のとおり内かんがあったので、了知のうえ、下記に留意して的確な処理を図り、いわゆる労災かくしの排除に徹底を期されたい。

記

1　事案の把握及び調査

(1)　労災かくし事案の把握・調査に当たっては、通達記の１の「基本的な考え方」及び内かん記の１の「事案の動向」を十分理解し、的確に対応するよう配意すること。

(2)　[redacted]

(3)　労災かくし事案の把握に当たっては、各署に設置している労働災害防止協議会、職業性疾病対策協議会等を活用し、関係部署間で組織的な連携を図り、的確な処理を行うこと。その際、各部署において取り組む内容を通達記の(1)～(3)及び内かん記の３の(1)～(3)によりあらかじめ明確にしておくこと。

また、労災かくしの疑いのある事案の調査結果等についても、調査を実施した

部署から関係部署に速やかに報告等を行い、事後の措置に遺漏のないように期すること。

2　労災かくし事案を発見した場合の措置

(1) [redacted]

(2)　本省通達記の３の(3)に該当する事案については、別紙様式２により遅滞なく監督課へ報告すること。

(3)　本省通達記の３の(4)に該当する事案については、別紙様式３により安全衛生課へ報告すること。

(4)　本省通達記の３の(5)に該当する事案については、別紙様式４により労災補償課へ報告すること。

別紙様式1

基署発第　　号
平成　年　月　日

広島労働基準局長　殿

労働基準監督署長

労災かくし事案に係る報告について

[redacted]

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | | | | |
| 事業場名 | | 労働者数 | 人 | |
| 事業の所在地 | TEL | | | |
| 事業の代表者職氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| 労働基準法第8条号別 | (小分類) | 事業の内容 | | |
| 事案の概要<br>(調査等により判明している事実) | | | | |
| [redacted] | | | | |
| 署で予定している措置 | | | | |

KANT50～2－43－05

別紙様式２

# 労災かくし事案に係る報告

（重大事案等関係）

署

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | | | | |
| 事業場名 | | | 労働者数 | 人 |
| 事業の所在地 | TEL | | | |
| 事業の代表者職氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| 労働基準法第８条号別 | （小分類） | | 事業の内容 | |
| 本社等の所在地 | | | | |
| 事案の概要（調査等により判明している事実） | | | | |
| 署における事後措置 | ①　月　日送致　　②　捜　査　中<br>③　措　置　未　定 | | | |

KANT５０～２－４３－０５

別紙様式３

# 労災かくし事案に係る報告

（無災害表彰関係）

署

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | | | | |
| 事業場名 | | | | |
| 事業の所在地 | | | TEL | |
| 事業の代表者職氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| 無災害表彰授与年月日 | 平成　年　月　日 | | | |
| 事案の概要<br>①発覚の端緒<br>②労働災害発生状況<br>③被災労働者所属・職種<br>④被害の程度（休業日数等）<br>⑤その他参考事項 | | | | |
| 署における事後措置 | ①　月　日送致　　②　捜　査　中<br>③　措　置　未　定 | | | |

KANT５０～２－４３－０５

別紙様式４

# 労災かくし事案に係る報告

（労災補償関係）

署

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | | | | |
| 事業場名 | | | 労働者数 | 人 |
| 事業の所在地 | TEL | | | |
| 事業の代表者職氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| 一括している事業場の名称・所在地 | | | | |
| 事案の概要 | 発覚の端緒 | | | |
| | 災害発生状況 | | | |
| 署における事後措置 | ①　月　日送致　②　捜査中　③　措置未定 | | | |

KANT５０～２－４３－０５

別添2

事　務　連　絡
平成3年12月19日

各労働基準監督署長　殿

広島労働基準局
監　督　課　長
安全衛生課長
労災補償課長

いわゆる労災かくしの排除について

標記については、平成3年12月19日付け広基収第895号（以下「局長通達」という。）により局長から通達されたところですが、労災かくし事案の把握、調査等に当たっては下記に留意して的確に処理して下さい。

記

1　事案の把握及び調査

(1) [redacted]

(2) 労災かくし事案に組織的・継続的に取り組むため、処理要領等を策定して把握のための手法、把握後の調査事項・担当部署、事後の措置の手順等について明確にし、関係職員に周知すること。

KANT50～2－44－02

2　労災かくし事案を発見した場合の措置

(1)　事案を司法処分にした場合は、その広報についても配意すること。

なお、重大・悪質な事案、社会的に注目を集めると思われる事案については、局広報担当官（監督課）と連携して広報すること。

(2)　局長通達記の２の(3)及び(4)による報告は、労災かくし事案に対する厳正かつ斉一的な措置という観点から、事案の軽重にかかわらず必ず行うこと。

別添3

部内限

事務連絡
平成6年11月14日

各　労働基準監督署長　殿

広島労働基準局　監督課長
安全衛生課長
労災補償課長

いわゆる労災かくし事案処理要領について

いわゆる労災かくし事案の把握、調査及び措置については、平成3年12月19日付け広基発第895号「いわゆる労災かくしの排除について」通達及び同日付け監督課長、安全衛生課長、労災補償課長連名の事務連絡により処理しているところであるが、今後、医療機関からの情報又は被災労働者からの申告等により事案を把握した場合の具体的処理は下記によることとする。

記

1　局で事案を把握した場合の処理

把握した課は、その概要を別添1「情報処理台帳」に記入し、労災補償課へ送付すること。

労災補償課は提供のあった情報について監督課及び安全衛生課の担当者と協議したうえで、所轄署へ情報処理台帳の写しを添付の上情報を提供し、必要により調査又は捜査（以下「調査等」という。）及び措置について指導すること。

2　署で事案を把握した場合の処理

(1)　別添2「情報処理台帳」に記入し、方面（第一課）、安全衛生主務課及び労災主務課で調査等の方針、担当などについて協議し、必要により共同して調査を行い、また、捜査を実施すること。

(2)　把握した事案が、医療機関からの情報によるもの及び労災かくしの疑いが濃厚なものについては、局労災補償課長へその概要を別添様式1により速やかに報告すること。

3　労災かくし事件と判断した場合の署の措置

(1)　調査等の結果業務上の負傷等と判断した場合は、労災給付請求手続について指導するとともに、次の措置を行うこと。

①　[redacted]

②　本社又は支社等が他局管内に所在し、同種事案について管轄局署の注意を喚起する必要があると思われる事案及び特に重大・悪質な事案等については、前記通達別紙様式2により監督課へ報告すること。

③　建設事業無災害表彰を受けた事業場にあっては、無災害表彰状を返還させるとともに前記通達別紙

様式３により安全衛生課へ報告すること。

④　労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあっては、適正な保険料を徴収するための処理を行うとともに前記通達別紙様式４により労災補償課へ報告すること。

(2)　調査等の結果の説明又は報告

①　医療機関からの情報又は被災労働者からの申告による事案については、調査等の経過等を口頭で説明すること。

なお、調査結果については、企業の秘密に属する事項、個人の名誉、プライバシー等に属する事項等が含まれていることもあるので、昭和57年２月22日付け基発第１２８号「第三者からの文書開示等の要請に対する取扱について」にも留意し説明すること。

②　上記２の(2)により局へ報告した事案については、調査等の結果を別添様式２により局へ報告すること。

４　医療機関からの情報の窓口

医療機関からの情報の窓口は次のとおりとすること。

局　労災補償課労災医療監察官

署　労災課長、第三課長又は労災主務の第二課長

また、別添３のとおり、広島県労災指定病院協会が、医療機関から労働基準監督署への情報提供として別添３の別紙において様式を各医療機関へ通知しているので、これにより電話又はＦＡＸ等で提供されることとなったこと。

なお、当該様式については、局と協議済みであること。

５　事案の未然防止

いわゆる労災かくし事案については、未然に防止することが大切であるため啓発用のポスターを作成したので、窓口等に掲示し周知を図ること。

なお、労災指定医療機関及び関係団体にも掲示方依頼しているものであること。

別添1〔局　用〕

いわゆる労災かくし事案

# 情報処理台帳

広島労働基準局　課

| 課長 | | 補佐 | | 課員 | | 担当者 | | 受付者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 受付年月日 | ・　・ | 完結年月日 | ・　・ |
|---|---|---|---|

本件は、労災補償課長へ報告してよろしいか、お伺いします。

| 情報提供者 | | |
|---|---|---|
| | 提供者名（医療機関名等） | |
| | 氏名を明らかにすること（諾・否）<br>調査に協力すること（諾・否） | |
| | 提供の経緯 | 電話・来局・文書 |
| | 処理経過直接連絡 | 諾　・　否 |

| 被災労働者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 氏名 | | 男女 | 生年月日　・　・ |
| | 住所 | | | |
| | 傷病名 | | | |
| | 被災年月日 | | | |
| | 初診年月日 | | | |

| 事業場 | | |
|---|---|---|
| | 労働保険番号 | |
| | 所属事業場名 | |
| | 同上　所在地 | 電話 |
| | 代表者職氏名 | |
| | 業務内容 | |

| 傷病の程度 |
|---|
| 休業見込　日 |
| 情報提供者と被災者との関係 |
| |

| 被災時の状況 | | |
|---|---|---|
| | 災害発生場所 | |
| | 災害発生当時の作業内容 | |
| | 災害発生の原因 | |
| | 災害発生事実について事業場の誰が知っているか | 職氏名 |

| 年月日 | 情報の内容・処理経過 |
|---|---|
| 年<br>・ | |

別添2〔署　用〕　　いわゆる労災かくし事案

# 情報処理台帳

| 署長 | | 課長 | | | | 課員 | | 担当者 | | 受付者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 受付番号 | 平成　年度第　　号 | 受付年月日 | ・　・ | 完結年月日 | ・　・ |
|---|---|---|---|---|---|

| 情報提供者 | | |
|---|---|---|
| 提供者名（医療機関名等） | | |
| 氏名を明らかにすること（諾・否）<br>調査に協力すること（諾・否） | | |
| 提供の経緯 | 電話・来署・文書・移送 | |
| 処理経過直接連絡 | 諾・否 | |

| 被災労働者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名 | | 男女 | 生年月日 ・　・ | |
| 傷病名 | | | | |
| 被災年月日 | | | | |
| 初診年月日 | | | | |

| 事業場 | |
|---|---|
| 労働保険番号 | |
| 所属事業場名 | |
| 同上　所在地 | 電話 |
| 代表者職氏名 | |

| 移送の場合 | | |
|---|---|---|
| 受理 | | 局<br>署 |
| 処理 | | 局<br>署 |

| 年月日 | 情報の内容・処理経過 | 確認印 | |
|---|---|---|---|
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |

別添２〔署　用〕続紙

| 年月日 | 情報の内容・処理経過 | 確認印 | |
|---|---|---|---|
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |
| 年<br>・ | | 管理者 | |
| | | 担当者 | |

別添様式１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事　務　連　絡
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

広島労働基準局労災補償課長殿

労働基準監督署長

いわゆる労災かくしに係る情報について

<table>
<tr><td rowspan="3">被災労働者の所属事業場</td><td>事業場名</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="3"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被災労働者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">診療機関名</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報提供者の氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td><td>被災者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">被災時の状況等</td><td>災害発生日時</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>災害発生場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>災害発生当時の作業の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>災害発生原因</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="3"></td><td>傷病の程度</td><td>休業　　か月</td></tr>
<tr><td>災害発生事実について事業場で知っている人</td><td colspan="5">職氏名</td></tr>
</table>

別添様式2

事　務　連　絡
平成　年　月　日

広島労働基準局労災補償課長殿

労働基準監督署長

いわゆる労災かくし事案にかかる調査結果について

下記事業場に係る標記については、平成　年　月　日付け事務連絡をもって報告したところですが、その調査結果について下記のとおり報告します。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業場名 | | 所在地 | | | |
| 代表者職氏名 | | 労働者数 | 名 | 内 | |
| 被災労働者氏名 | | 年齢 | | 職種 | |
| 傷害の部位等 | | 休業見込日数 | | | |
| 被災年月日 | | 被災箇所 | | | |
| 被災状況について | | | | | |
| | | | | | |
| 調査後の措置 | | | | | |
| 調査年月日 | | 調査担当官 | | | |

別添3

平成 6 年 11 月 15 日

医療機関の長　殿

広島県労災指定病院協会

# いわゆる労災かくし事案の情報提供について

記

いわゆる労災かくしの排除について、広島労働基準局とも協議してきたところでありますが、今後、労災かくしと推定される事案については、別紙様式により所轄の労働基準監督署（窓口は、労災担当課長）又は広島労働基準局（窓口は、労災医療担当官）へ情報提供することになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

該当事例が発生しましたら、別紙情報提供書コピー用の裏面に、所轄の労働基準監督署等（電話・ＦＡＸ番号）記載しておりますので、連絡先をご覧いただき、提供方よろしくお願いいたします。

なお、提供書は５枚あて同封しております。用紙がなくなった場合、別紙のコピー用の提供書によりコピーして提供してください。裏面に提供先を記載しておりますので、参考にしてください。

（別　紙）

平成　　年　　月　　日

広島労働基準局　労災医療担当官　殿
所轄労働基準監督署　労災担当課長　殿

# 情 報 提 供 書

1．情報提供者

| ＼ | 提供者名（医療機関名等） | 氏名を明らかにすること | 諾・否 |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | 調査に協力すること | 諾・否 |
| 住所 | 電話 | | |

2．被災労働者

| 被災労働者 | 氏　　名 | | 性別 | 男・女 |
|---|---|---|---|---|
| | 生年月日 | | 年齢 | 歳 |
| 被災年月日 | 平成　年　月　日 | 初診年月日 | 平成　年　月　日 | |
| 傷　病　名 | | | | |

3．事業場（わからないところは無記入でけっこうです。）

| | |
|---|---|
| 所属事業場名 | |
| 同上　所在地 | 電話 |
| 代表者職氏名 | |

4．被災時の状況について、被災者から聞いた事項。
その年月日（平成　　年　　月　　日）

① いつ　（平成　　年　　月　　日 午前／午後　　時　　分頃発生）

② どこで

③ どのような作業を誰と一緒にしていたと言いましたか。

④ 何が原因で負傷したと言いましたか。

⑤ 負傷時の状況を知った人が会社にいますか。いればその人の名前。

⑥ なぜ、社会保険・国保、又は自費扱いとして欲しいと言いましたか。

⑦ その他

別添4

事　務　連　絡
平成12年10月19日

労災指定医療機関の長　殿

広島労働局労働基準部労災補償課長

「労災かくし」防止用ポスター等の送付について

労災補償行政の円滑な運営につきまして、平素から多大なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労災保険は労働者が業務上の事由又は通勤により負傷、疾病等を被った場合に給付する制度となっております。

しかし、明らかに業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等を被っているにもかかわらず、健康保険等で治療を受けるいわゆる「労災かくし」が見受けられるところです。このようなことから、「労災かくし」の防止を呼びかけるポスターを作成しましたので、受付窓口等に掲示いただき、「労災かくし」の排除にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、被災労働者等へのより適切なご指導をいただくために、「被災労働者及び事業主の皆様へ」のパンフレット、（枚数に限りがありますので、コピー等により使用して下さい）様式5号（業務災害用）様式16号の3（通勤災害用）の用紙も併せて送付いたしますので、「労災かくし」の排除にご活用いただきますようお願いいたします。

次に、去る9月に広島県医師会主催により実施されました、労災保険研修会において質問をお寄せいただいておりましたので、「労災保険診療費算定基準Q&A」として、送付いたしますので、診療費算定の参考としていただきますようお願いいたします。

また、日頃診療費の算定をいただくなかで、請求内容の誤りの多いもを中心に、「誤請求をしていませんか？」のパンフレットを作成いたしましたので、今後の請求につきまして、正しく請求をいただきますよう、お願いいたします。

H12.12.17(日)

# 労災請求書 医療現場に

## 広島医師会 指定800カ所 全国でも異例

## 労災隠しなくせ

本来は労災保険扱いなのに健康保険などで処理される「労災隠し」が横行する中、広島県医師会は16日までに、県内すべての労災指定医療機関に労災保険の給付請求書を送付した。労災事故にもかかわらず健康保険などで診療を受けようとする患者に医療現場で給付請求書を示し、労災保険の申請を訴える狙い。通常、請求者は労働基準監督署に届いてあるが、県レベルで全医療機関での常備の徹底を図る措置は全国でも異例。同医師会は「患者の手間も省くことで、労災隠しの排除につなげたい」としている。

今回、医療機関に届けられることになった請求書は、療養給付(治療費)を求める給付請求書で、業務災害と通勤災害用。「仕事中や通勤途中に病気やけがをした場合は労災保険で受診を」「健康保険での受診はできません」と書かれたパンフレットと一緒に、県内約800の医療機関に送付した。

同医師会は、「1995年に県内約7000の医療機関を対象にアンケートを実施。労災と思えるケースを事業主の圧力や患者の立場を考えて健康保険扱いなどとした経験を持つ医療機関が65%に達し、労災隠しのまん延が浮き彫りになった。また、医師からは「労務担当者が社員に労災隠しを強要している」「労災で診療すると、次からその事業所は患者を別の病院に回す」といった深刻な声がある一方で、「患者にとって手続きが面倒」との意見もあり、広島労働局(旧労働基準局)と連携した今回の措置につながった。

目的に給付請求書を置いてある医療機関もあるが、日本医師会は「広島のように県レベルで徹底を図った例は聞いたことがない」としている。

同県医師会の原田雅弘労災・自賠責委員会委員は「かなり前から広島労働局とこの問題に取り組んでいるが、労災隠しは減っていない。根気よく、対策を講じていく」と話している。【亀井 正明】

◇労災に関するご意見、情報をお寄せください。手紙(〒530-8650 住所不要)かファクス(06・6346・8222)、Eメール(a.tokuhou@mbx.mainichi.co.jp)で、毎日新聞特別報道部へ。

インターネットで仕事を探すなら



2000年12月17日(日) 3時5分

# <特報・労災保険>指定医療機関に給付請求書送付 広島県医師会(毎日新聞)

本来は労災保険扱いなのに健康保険などで処理される「労災隠し」が横行する中、広島県医師会は16日までに、県内すべての労災指定医療機関に労災保険の給付請求書を送付した。労災事故にもかかわらず健康保険などで診療を受けようとする患者に医療現場で給付請求書を示し、労災保険の申請を訴える狙い。

[毎日新聞 12月17日]

ニュース検索 カスタマイズ

前の記事: [<特報・提訴>新湊川水害で商店主らが損賠要求へ 神戸市(毎日新聞)]
次の記事: [<特報・金属バット男>逮捕された少年は家庭内暴力ふるう(毎日新聞)]

記事に関するお問い合わせ・ヘルプ・お問い合わせ
Copyright (C) 2000 毎日新聞社 記事の無断転用を禁じます
Copyright (C) 2000 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【山口労働局】

労災かくしに関するビデオ（内容は、労災かくしは社会的に許されないことであり、被災者はもちろん、事業主にとってもあとで大きな弊害となることがよくわかるもの）を作製し、集団指導の場で活用すること。

理由　他局の事例ではあるが、平成３年にＮＨＫが朝のニュースのコーナーで労災かくしを取り上げ、その手口、動機、それによって生じる弊害、本省労働基準局監督課長のコメントに代表される行政の厳しい姿勢が放送されたが、当時その放送を収録したビデオを、建設業者を対象とした集団指導の場で見せたところ、労災かくしが社会的に許されないことであることについて、大きな反響があったため。

## 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【徳島局】

1　「労災かくしをすると、次のような責任を負うことになります。」等の内容を含んだリーフレットの作成を行い、労災保険年度更新関連用紙送付の際にリーフレットを同封するなどにより幅広く周知を行なう。

2　関係行政機関、関係災防団体広報誌などを通じて労災かくし事例の手法などを周知し、これらを併せて発注者にも配布し、発注者への協力要請を行なう。

3　企画室の総合労働相談窓口において、「労災かくしに関する情報・相談」を受けているということを窓口に明示するなど労災かくしに関する情報を幅広く収集する。

4　労災かくしを行なった事業者に対して、労働保険料を割増にするなどのペナルティーを課す。

5　公共工事を行なう建設業者等について、発注者への通報制度を設ける。

6　医師会と連携し、医療機関において労災かくし事案を把握した場合は、直ちに労働局、労基署へ報告するよう協力を求める。

別　紙

労災かくし対策について効果的と考えられる手法

愛媛労働局

1、労災かくし事案の把握について

（1）　指定医療機関との連携により通法制度を確立し、初診時の問診等で労災と判断されるのに、健康保険の利用や自由診療を求めた事案について、労働局、労働基準監督署へ通報してもらい、調査の端緒とする。

（2）[redacted]

2、労災かくし防止対策について

（1）　発覚時の厳正処分やマスコミへの発表、罰則強化等が効果的と考えられるが、該当事案が相次いだ場合等には関係業界の集団指導等の際に広報チラシを配布したり、業界紙（誌）等に啓発記事を掲載する等あらゆる機会を通じて注意を喚起する。

（広報チラシは別添１、業界紙記事は別添２、行政広報紙記事は別添３）

（2）　以前、指定医療機関に労災かくし防止の啓発ポスターの掲示を依頼したことがあるが、今後も定期的に同趣旨のポスターを作成し、医療機関の受診窓口に掲示を依頼する。

別添1
（表）

松山労働基準監督署

## 休業・死亡災害が発生したら「労働者死傷病報告」を迅速・適正に提出しましょう

事業者は、労働安全衛生法第１００条第１項（労働安全衛生規則第９７条）により、労働災害その他就業中又は事業場内もしくはその付属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡し、または４日以上の休業をしたときは、遅滞なく、以下の「労働者死傷病報告（様式第２３号）」を所轄の労働基準監督署に提出する義務があります。

また、４日未満の休業災害については、１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び１０月から１２月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、同じく「労働者死傷病報告（様式第２４号）」を提出する義務があります。

なお、「労働者死傷病報告」を「提出しない場合」や「虚偽の報告をした場合」には、労働安全衛生法違反により刑事処分を受ける場合があります。

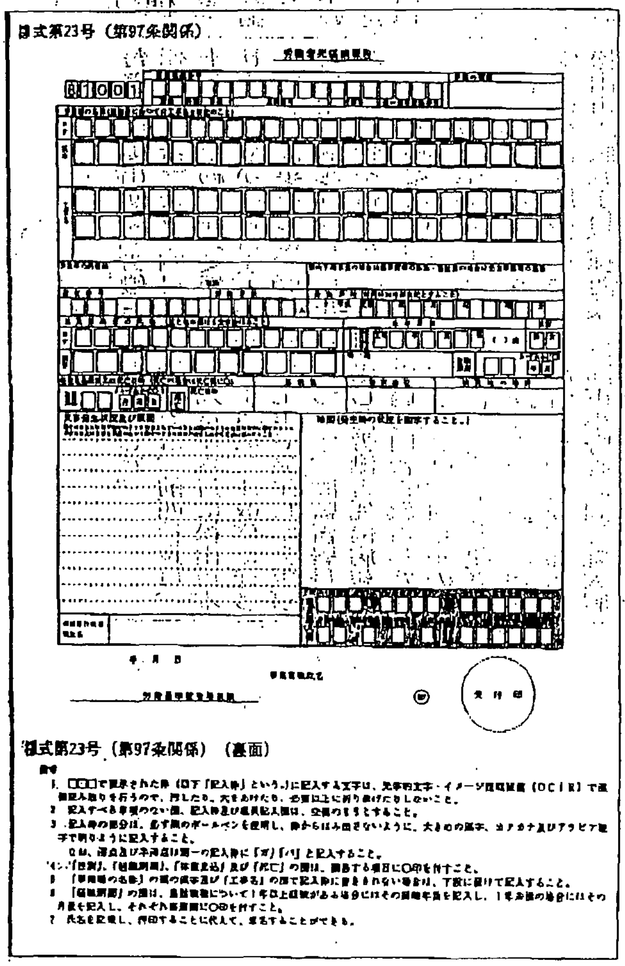
様式第23号（第97条関係）

労働者死傷病報告

受付印

様式第23号（第97条関係）（裏面）

※「労働者死傷病報告」の用紙は最寄りの労働基準監督署にあります。

(裏)

愛　媛　新　聞

2000年(平成12年)9月7日 木曜日

# 労災報告怠った業者を書類送検

松山労基署

松山労基署は六日、労働安全衛生法違反の疑いで、兵庫県西宮市本町、土木建設業八木興産と、八木一之社長(54)=同所=を松山地検に書類送検した。

調べでは、八木社長は、一九九九年五月三十一日、松山自動車道双海橋工事(伊予郡双海町)に伴う仮設桟橋の解体作業中に発生した労災事故に関し、同監督署長に提出する「労働者死傷病報告」を今年四月二十七日まで約一年近く提出せず、速やかな報告を怠った疑い。同事故では、同社の作業員(49)が鉄骨に挟まれ右足の骨を折った。

## 虚偽報告の容疑業者も

松山労基署は六日、労働安全衛生法違反の疑いで、松山市吉藤五丁目、建設業前西建設と、前西元城社長(62)=同所=を松山地検に書類送検した。

調べでは、前西社長は、一九九八年六月に松山市本町一丁目のビル改修に伴う解体工事で発生した労災事故について、同監督署長に提出した労働者死傷病報告で虚偽の内容を報告した疑い。事故では、同ビルの作業場で天井ボードが落下し、同社の作業員(32)が左足の骨を折ったが、報告では同市小野町の同社丸太置き場で、丸太の荷下ろし中に発生したとしていた。

別添2

3年1月1日発行(火・金曜発行)第5157号

# 新時代!!

## 2001年新世紀のスタート

建通新聞
愛　媛
1.1

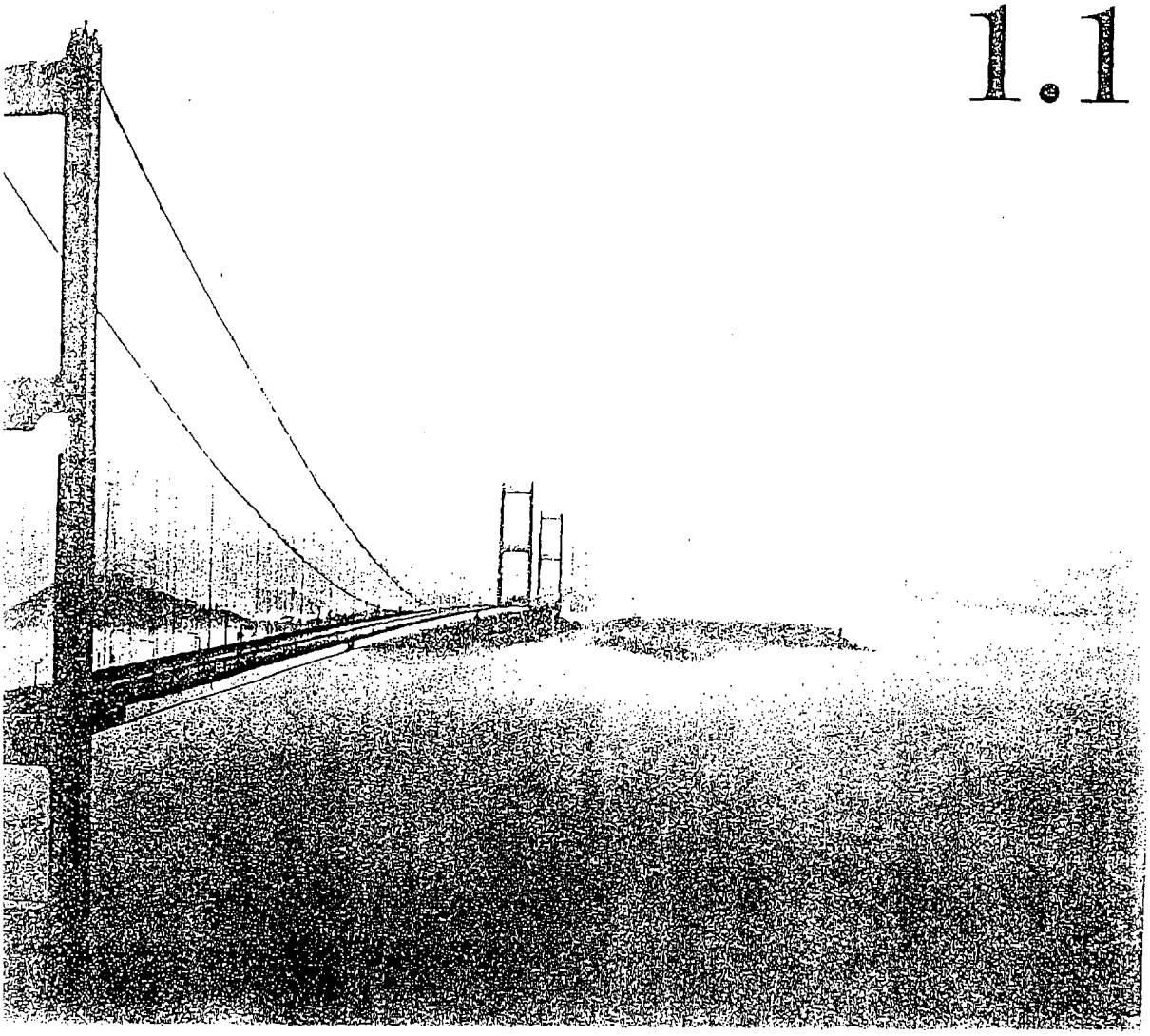

# 21世紀——魅力ある建…「労災ゼ…

## 安全に好・不況なし

松山労働基準監督署次長
労働基準監督官
大西　清氏

最近の建設業における労働災害発生状況、その処理などを見て、3点ほど申し上げたいと思います。

まず、事故の傾向として「安全の基本を忘れた事故」が多く発生していると思います。不況の中で経費節減ということもあるのでしょうが、安全作業手順の省略化が目立つように感じます。安全活動に係る経費は、好・不況に影響してはいけない必要経費ですので、経費切詰めという事情もわかりますが惜しまずに確保し、手順を遵守していただきたいと思います。

次に、最近業界での「労災事故隠し」「虚偽報告」が増えています。12年には私共の管内でそれぞれ1件ずつ発生しています。こうした間違った考え方は、事故の再発防止、被災者への適切な補償、行政手続きの適正化という点から、あってはならないものですので厳重な処分を行っていきたいと思います。ご理解を頂き、適正な労働災害に関する処理をお願いします。

また、重機による死亡災害が増加傾向にありますが、油圧ショベルによる荷吊りなどの用途外使用は、原則として禁止されているわけですから、このことを再認識して頂いて安易なクレーン代わりの使用は避けていただきたいと思います。荷吊りを行う場合は、移動式クレーンを使用するか、最近開発されている移動式クレーン機能付きの油圧ショベルを使用する方法を守っていただきたいと考えています。私共でも、この兼用ショベルについては、導入を呼びかけておりますので是非、考えて頂きたいと思います。

松山監督署管内では、建設業の死亡災害が11年は1件だったのに比べ、12年は10月時点で7件と6年以降、最悪の状況となっております。経済環境は厳しいものがありますが「安全には、好・不況はありません」。十分に作業手順などに注意して、現場の安全管理を徹底していただきたいと思います。

### 「死亡事故」12年は上期に集中

新年早々から・・と思われるかもしれないが、年の始めだからこそ、気を引き締めねばならないこともある。

県下建設業における12年の労働災害発生状況（愛媛労働局集計）は、10月末時点で376件、11年の発生件数を下回っているが、死亡災害発生件数は11件と昨年を1件上回っている。結果的には昨年から横ばいととれるが、このうち上期、6月までに8件と集中、一時は昨年の件数を大幅に上回るペースで推移し非常事態ともいえる状況が続いた。業界団体も安全指導の集まりをも…

### 重機の用途外使用で事故が増加

県下の12年10月までの死亡事故原因の傾向を見ると、11件のうち、移動中などの交通事故が3件、挟まれ、巻き込まれによるものが2件、崩壊、倒壊によるものが1件、高温、低温物との接触が2件、墜落、転落によるものが2…

**平成12年業種別・署別労働災害発生状況（平成12年10月末現在）**

| 局署別／業種別 | 局 12年 | 局 11年 | 増減 件数 | 増減 増減率 | 松山 12年 | 松山 11年 | 新居浜 12年 | 新居浜 11年 | 今治 12年 | 今治 11年 | 八幡浜 12年 | 八幡浜 11年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | (27) 1,582 | (27) 1,547 | 35 | 2.3% | (9) 520 | (6) 481 | (2) 186 | (2) 177 | (10) 308 | (8) 321 | (2) 212 | (5) 194 |
| 建設業 | (11) 376 | (10) 405 | −29 | −7.2% | (7) 125 | (1) 133 | (1) 34 | (1) 32 | (1) 68 | (3) 80 | (1) 73 | (2) 64 |
| 土木工事業 | (8) 178 | (5) 171 | | | (5) 64 | (1) 55 | 11 | 5 | (1) 33 | (1) 30 | (1) 36 | (1) 32 |
| 建築工事業 | (3) 159 | (3) 192 | | | (2) 51 | 65 | (1) 18 | 21 | 29 | (1) 36 | 31 | (1) 28 |
| 木造家屋建築工事業 | (1) 69 | (2) 97 | | | (1) 19 | 33 | 2 | 5 | 17 | (1) 22 | 16 | (1) 18 |
| 設備工事業 | 39 | (2) 42 | | | 10 | 13 | 5 | (1) 6 | 6 | (1) 14 | 6 | 4 |

（　）内は死亡事故件数

官公需適格組合
南予生コンクリート協同組合
東宇和郡宇和町…
TEL (0894)…

愛南小野田…　株式会社御…　久保興業株式…　栄南産業…　伊予アサノコ…　北宇和生…　宇和島生…　日吉綜合…　山口建…　建協生コンク…　有限会社八…　エヒメ生…

別添3

第596号 (昭和26年5月16日 第三種郵便物認可) 愛媛労働基準 (毎月1回10日発行) 平成12年10月10日 (4)

# ルール違反です 労災かくし

愛媛労働局労働基準部

平成一二年九月六日、松山労働基準監督署は、労働災害を発生させたにもかかわらず、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なかった事業者と、事実と異なる内容の労働者死傷病報告を提出した事業者を労働安全衛生法違反で松山地方検察庁に書類送検しました。

「労働災害をかくす」「虚偽の報告をする」といった行為は、法律違反を構成するほか社会的に非難される行為であり、愛媛労働局としても厳正に対処しております。

労働災害は本来あってはならないものですが、不幸にして労働災害が発生した際には、同様の災害が発生しないよう再発防止対策を講じていただくほか、遅滞なく、所轄労働基準監督署への労働者死傷病報告の提出をお願いします。

また、労働災害の診療は、健康保険など労災保険以外の保険は使うことができませんので、適正な手続きを行うよう、あわせてお願いします。

## 職場における セクシュアルハラスメント防止実践講習

(財)21世紀職業財団愛媛事務所・今治地方労働基準協会

平成11年4月から施行の改正男女雇用機会均等法において、新たに事業主は、「職場におけるセクシュアルハラスメント防止」のための雇用管理上の配慮が義務づけられました。

この度、(財)21世紀職業財団愛媛事務所並びに今治地方労働基準協会の共催により、今治地方労働基準協会の会員企業に対して、セクシュアルハラスメント防止に関する具体的な取り組みの方法や事例を提供することを目的として本講習を下記のとおり開催することといたしました。

積極的なご参加をお願いします。

◆日　時　平成12年11月7日(火)　13:30～15:30
◆場　所　テクスポート今治5F会議室　今治市東門町5丁目14-3　☎0898-23-8700
◆対象者　今治地方労働基準協会会員企業の管理職、人事・労務担当者、相談・苦情窓口担当者
◆内　容
(1)、セクシュアルハラスメントの実態
(2)、セクシュアルハラスメントの防止対策
(3)、講演「セクシュアルハラスメントの相談の受け方」　産業カウンセラー　廣瀬　一郎
(4)、質疑応答
◆参加人数　50名　◆参加費　無料
◆問い合わせ申し込み先
(財)21世紀職業財団愛媛事務所
〒790-0011　松山市千舟町4-4-3松山MCビル3F
ＴＥＬ089-921-5660　ＦＡＸ089-921-5722
◆申し込み締切　10月31日(火)必着

別紙2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 高知労働局 】

| |
|---|
| 1、情報の把握 |
| （1）第3者からの労災かくしに係る苦情・相談の把握 |
| （2）[redacted] |
| （3）[redacted] |
| （4）災害時監督等臨検監督時における情報把握 |
| （5）関係医療機関に対する照会・指導等の連携 |
| （6）消防救急出動機関に対する照会 |
| （7）[redacted] |
| |
| 2、手法と措置 |
| （1）労働保険と健康保険の違いの周知等、適正給付に対する指導及び広報 |
| （2）司法処分とその広報 |
| （3）建設業の場合、発注者等への通報 |
| （4）関係団体に対する文書要請 |
| |
| 3、留意事項 |
| 上記措置を講じるに当たっては、局署及び各課との連携を密に図るものとする。 |
| |

(注) 局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災隠し対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙　2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【 福岡労働局 】

1　公共工事において発注者からのペナルティを恐れるあまり労災かくしが多発していることから、発注機関とのパトロール、発注機関連絡会議等の場を通じ各発注機関に対しても労災かくしの排除について協力を求める。

2　建設業については、発注機関の労災防止に対する意識をあげてもらうとともに、各発注機関に公共工事受注には建設業労働災害防止協会への加入を義務付けとしてもらう。

建設業労働災害防止協会へ加入していれば、
建災防を通じてより多くの情報を提供でき、行政指導の浸透も格段に増す。
労災防止に対する様々な指導を可能となり、また建災防との合同パトロール等を通じて、労働災害の減少及び労災かくしの排除にもつながる。

3　労災かくし事案に対する措置については事案の悪質さの解釈により必ずしも対応が統一されていない面もあるため、局署において統一的な基準[redacted]を設ける。

4　労災補償等の申請時における窓口指導を徹底する。

5　[redacted]

6　医療機関との通報制度を確立する。

7　消防機関（救急車出動要請）からの情報提供制度を確立する。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【佐賀局】

| |
|---|
| 当該事案を把握した建設行政機関等事業所管行政機関は、当該企業に対して営業停止、反則金等厳しい措置を課すること。<br>この措置を前提として、当行政機関から関係行政機関に対して通報することとし、この取り扱いを対外的に広く周知すること。 |

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、指導等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

01-02-02 11:32 佐賀局 労働

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

長崎労働局

1　労働者、一般国民に対する広報

労働者等に、労災保険の内容、請求方法、「労災事故で健康保険を使用するのは違法である」ことを周知することによって労災かくしを防止する。

（最低賃金と同様の手法をとる。）

2　都道府県医師会、市医師会等との連携

労災指定医療機関にたいし局長、医師会長連盟の文書を交付し、労災かくし事案に対する注意を促すとともに、情報提供を求める。

事前に、医師会の労災指定医部会等に説明し、協力依頼する。

3　都道府県社会保険事務局等との連携

①　健康保険等の支払いにあたり疑義のある事案について、社会保険事務局において被災者、事業主等に調査を行い、労災かくしが疑われる事案について情報の提供を受ける。

②　上記①が困難な場合、労災かくしが疑われる事案について情報の提供を受け労働局が調査を行う。

③　支払基金におけるレセプトの審査において疑義の認められる事案について、情報提供を求める。

4　事業主にたいし、あらゆる集団指導等をつうじ指導徹底する。

[redacted]

公共工事指名業者については、事案が悪質であれば指名の取り消しを要請する。

5　労災かくしについて、元請事業者を簡単に送致できるよう、特別規制のなかに条文を設ける。

別紙２

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

［熊本局］

| |
|---|
| ①　労災保険未加入(下請のみ)の場合やパート・アルバイトの災害には労災保険制度を利用できないと誤解されている面があることから、事業主が労災保険制度に対する正確な知識を持つことが一つの重要な対策と考えられる。また、下請事業者に対して、請負事業の一括、つまり元請負人のみを事業主とみなす旨の規定を年度更新等あらゆる機会をとらえて周知することも必要である。 |
| ②　労働者死傷病報告の提出義務の周知徹底を図る。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(注)　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙 2

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【鹿児島　局】

1. 労災保険法を改正して、労災かくしに対しては費用徴収を可能とし、また、保険料率を一定期間高くする。
2. 公共工事発注者の安全評価制度の中で、労災かくしに対して厳しく対応してもらう。
3. 本省補償課監修の「ひとめでわかる労災保険給付の実務」等の書籍にも死傷病報告書等にふれ、様式をのせ、周知[illegible]を図る。
4. 医療機関より、治療費の支払い状況が明らかに不正なもの（他保険の使用）及び保険適用をしなかったものについて情報提供をしてもらう。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙2

労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

〔沖縄　局〕

管轄内の警察、消防との連携を図り、情報交換ができうる環境整備を行なう。
又、医師会に対しても協力を要請する。

集団指導等（特に建設関係）において労災かくしに対する行政の対応（司法処分もありうる旨）を説明し、適正な労災手続きの周知を図る。

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。

別紙２

# 労災かくし対策について効果的と考えられる手法・措置等

【山梨　　局】

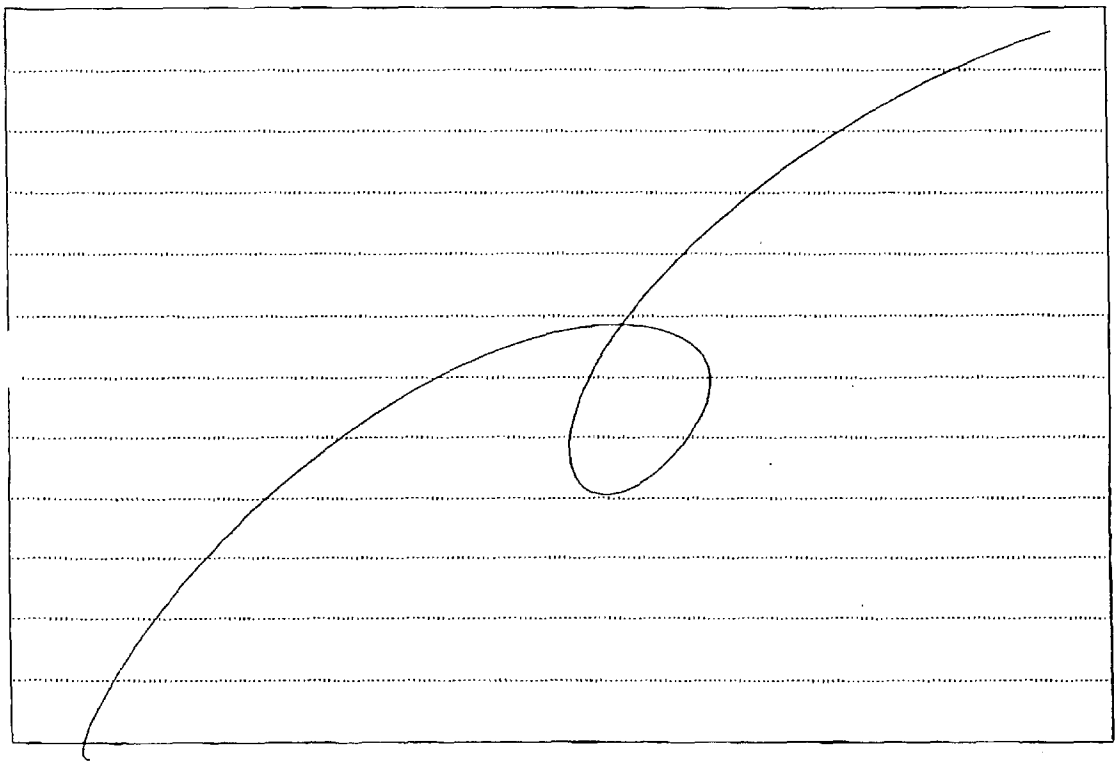

（注）　局及び署において、労災かくし事案の把握、措置等労災かくし対策に関して効果的であると考えられるものがある場合は、その内容について記載して下さい。